

平成28年度 事業計画

1 事業方針

長く続く少子高齢化、生活保護世帯及び生活困窮者の増加、認知症高齢者とその方を介護する高齢者（老老介護）世帯の増加、ひとり暮らし高齢者の増加など、全国的な傾向と同様に、明石市においても福祉に関する課題や問題点が年々山積してきています。また、近年自然災害が多発する傾向が続いており、万一の際の助け合いがより求められる時代となっていく中で、コミュニティの希薄化が進み、人のつながりによって助けあう互助・共助の精神が失われつつあります。

日々、取り組むべき課題が膨らみ、そして変化する中で、様々な角度から対応・調整を進めていくためには、社会福祉協議会のみならず、行政、地域住民、ボランティア、自治会・町内会、福祉関係団体など、あらゆる組織や人が協力して活動できる体制づくりを進めていく必要があります。

社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成23年3月に、市社協の事業活動指針となる「地域福祉活動計画～地域の福祉力を高める社協プラン～」（以下「社協プラン」という。）を作成し、5ヶ年計画で地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）などへの活動支援やボランティアセンターを中心としたボランティアの養成・コーディネート、日常生活自立支援事業など、フォーマルからインフォーマルまで、各種サービスを提供する立場として事業を推進してきました。昨年4月には、高齢者・障がい者の総合相談窓口を開設し、市後見支援センター、市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、市社協地域包括支援センターの3つの専門機関（以下「3センター」という。）を総合福祉センター内に集約し、また9月には認知症総合相談窓口を開設するなど、総合相談体制の充実を図りました。

平成28年3月に、第2次社協プランを策定し、引き続き地区社協の活動支援を強化するとともに、3センターを中心に、新たな社会動向に対応した相談支援体制の充実を図るなど、これまでの施策をさらに推進していき、~~くとともに~~
~~に、「要援護者見守り SOS ネットワーク事業」など新たな施策も強化し、誰も~~
が住み慣れた地域で安心して住み続けられることができるように、行政、地域、各福祉団体などと協力し、一体となって各種事業の推進に取り組んでまいります。

基本理念

それぞれの地域が、それぞれの特色を活かした方法で、「誰もが安心して
住み続けることができる地域づくり」に取り組もう

基本方針

- (1) 住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図る
- (2) 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実を図る
- (3) 相談支援体制の強化を進める

施策

- (1) 地区社協の活動支援
- (2) 住民の力を引き出すしくみづくり
- (3) 公的サービスの推進
- (4) 市社協の体制強化

本年度の重点的な取り組み

- (1) 地区社協の活動支援
 - ①地区社協広報紙等による活動のPR
 - ②地区担当職員の配置拡充
- (2) 住民の力を引き出すしくみづくり
 - ①市民後見人の養成
 - ②ボランティア表彰制度の創設
 - ③学生ボランティアの活動の場づくり
 - ④福祉学習推進事業
 - ⑤施設、団体の地域貢献
 - ⑥要援護者見守りSOSネットワーク事業（認知症対策）の推進
 - ⑦障がい児者の芸術・文化並びにスポーツ活動への支援
 - ⑧地域のニーズと社会資源の把握
 - ⑨サービスや活動の開発に向けての働きかけ
 - ⑩担い手間、支援者間のネットワーク化
 - ⑪ひとり暮らし高齢者等宅におけるサロン実施

(3) 公的サービスの推進

- ①明石市立総合福祉センターの管理運営
- ②高齢者・障がい者の総合相談窓口の拡充
 - ・明石市後見支援センターの運営
 - ・明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターの運営
 - ・明石市社会福祉協議会地域包括支援センターの運営
- ③市社協居宅介護支援事業所の管理運営

(4) 市社協の体制強化

- ①地域福祉活動の財源確保
- ②情報発信手段の拡充
- ③プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

2 主要事業

1 地区社協の活動支援

(1) 地区の特性を活かした地区社協のあり方の再検討

①地区社協が主役となった圏域の活動支援

地区社協の組織、活動単位については、それぞれの地区が活動しやすい圏域を住民が主体的に設定するとともに、市社協はそうした地域福祉活動を柔軟に支援していきます。

大蔵地区社協・大久保地区社協においては、小学校区への分割に向けた話が出てきており、市社協として支援を行っていきます。

また、地域ごとの特色や地域の状況、福祉関係機関、相談窓口など社会資源の情報をまとめた「地域つながるカード」の内容を更に充実させるとともに、自分たちの住んでいる地域がどのようなところか、地域の強みや課題は何かなどを皆で共有し、地域の特色を活かした地域福祉活動を進めていけるよう支援していきます。

②フォーラム（学習会、研修会含む）の開催

同じ講師を継続的に招き地区の情報を共有することで、地区に合った活動の方向性を明確にしていきます。

先進事例を学ぶ場として、全国小地域・福祉活動サミットへの参加を行います。

③地区社協広報紙等による活動のPR 拡充

地区社協の活動をPRするために、全地区で広報紙の発行を目指します。市社協としては誰もが扱いやすいフォーマットを作成するほか、各地区社協の役員で記事の編集など役割を分担し、多くの人に関わることができるよう働きかけます。

④地区社協への幅広い団体の参加

民生委員児童委員やボランティアだけではなく、福祉事業所なども地区社協に参加できるよう促します。

⑤地区社協の連携

地区社協会長連絡協議会を2か月に1回程度開催し、地区社協会長の連携を深めることで、まちづくり組織や企業、商店、福祉事業所との情報交換や共有を図ります。

(2) 地区担当職員による地区社協への支援

①地区担当職員の活動充実

生活支援サービス基盤整備事業のサービス提供体制を構築するために、地区担当職員のコーディネート機能を拡充します。

地区社協役員会等が定期的開催されるよう働きかけ、また、地区社協活動に際して気軽に相談していただけるように、地区担当職員を窓口にした市社協の相談体制を充実させます。

②地区担当職員の配置拡充 拡充

地区担当職員の資質向上を図り、市社協が住民からの信頼をより高め、正規職員を継続して配置できるよう努めていきます。

2 住民の力を引き出すしくみづくり

(1) ネットワーク化の推進

①ボランティアネットワークの推進

ボランティア連絡会の充実をはじめ、ボランティアフェスタ、校区ボランティア交流会、ミニケア・ふれあいサロン交流研修会などを通じて関係団体の連携を強化していきます。

②ボランティア連絡会活動の支援

市内2か所のボランティア活動室を拠点として、明石のボランティアの中心組織であるボランティア連絡会が活動しており、事業の共同実施や経済的な支援などにより、その活動を積極的に支援していきます。

③校区ボランティア交流会の開催

同じ地域に住んでいるボランティアの交流と連携を目的に開催しているもので、地域における連携や多様な活動につながるよう交流会の開催を積極的に支援していきます。

④ミニケア・ふれあいサロン交流会の開催

サロンの運営を行うボランティアを対象として、情報交換や連携の場となる交流会を開催します。サロン運営を担うボランティアが活力を得られる内容を検討し、東西2か所で開催します。

⑤あかしボランティアフェスタの開催

ボランティア活動に対する理解、関心を深め、活動に参加するきっかけづくりとなる機会を設けるとともに、市内のボランティア団体相互の交流

や理解を促進するため「第9回あかしボランティアフェスタ」を開催します。

⑥有償活動団体との連携

NPOやシルバー人材センター、民間企業等においても要援護者の生活を支える事業を有償で行っており、こうした有償活動を行っている団体との連携を図っていきます。

(2) 担い手を増やす取り組み

①ボランティアコーディネートの向上

個人や団体からのボランティアに関する身近な相談に対応するために、ボランティアコーディネーター担当職員を配置し、ボランティアサポーターとともに、相談者の希望に沿ったコーディネートに努めます。

②ボランティアニーズの調整

希望に沿った調整を行うとともに、ボランティアを提供する方が安全に気持ちよく活動できるよう、事前打ち合わせや現地確認を行います。

③ボランティアの登録・相談

ボランティアの登録を希望される方に対し、趣味や特技を活かした活動場所の紹介や、養成講座の受講、活動グループの紹介などを行います。また、個人での登録ニーズに応じて、活動機会の拡大に努めていきます。

④ボランティアサポーターの育成

ボランティア相談や校区ボランティア交流会、地区社協、地域行事等の運営を応援するボランティアサポーターに対して、明石市ボランティアサポーター連絡協議会を通じて活動助成や運営、研修の支援を行います。

⑤ボランティア育成アドバイザーの自立活動支援

ボランティアの育成に特化したアドバイザーの自主的な活動を支援します。アドバイザーは地域の既存団体、施設、企業などとの連携（福祉事業への参加協力、車いす講習の実施等）を深め、地域力の向上を図っていきます。

⑥ボランティア養成講座の開催

手話、点字、外出応援等の各種養成講座を開催するとともに、地域で活躍できるボランティアの養成講座を開催していきます。

⑦市民後見人の養成 拡充

少子高齢化に伴い、地域で権利擁護及び成年後見制度の利用を必要とされる方が増えるなかで、地域における権利擁護や後見支援、地域福祉の活動などを担う新たな人材の発掘・養成（養成講座等の開催）及び活動を支援します。

⑧ ボランティア表彰制度の創設 新規

地域の模範となるボランティア活動を続けられてきたボランティアに敬意を表し、活動意欲につながる表彰制度を創設します。

⑨ 学生ボランティアの活躍の場づくり 拡充

小学生や中学生が取り組める地域での活動（クリスマス会、ふれあい会食、ふれあい訪問、共同募金街頭募金活動等）を、地区社協を通じて提案していきます。高校生、大学生には地域の継続した活動や、自主的な取り組みについて、学校やサークル単位での活動を支援するとともに、それらの活動に対する助成について検討していきます。

⑩ 福祉学習推進事業 拡充

福祉学習（障がいのある方の講話、交流、点字・手話・要約筆記・音訳・車いす・ガイドヘルプの学習）を全校で実施できるように、学校教員を対象とした車いす、アイマスク等の体験学習を実施するなど、学校との連携と教員への意識啓発に努めます。

障がいのある方への対応が必要な市民・団体・企業を対象として、出前講座を行います。

⑪ 民生児童委員協議会との連携

民生児童委員協議会と連携して、民生児童協力委員の協力を視野に入れて地域の高齢者や障がい者の居場所づくりを進めていきます。参加される方がお互いに見守り合うことができる地域をめざして、新たな地域の居場所の開設に向けて積極的に働きかけていきます。

⑫ 民間活力との協働

地域行事や共同募金活動など、ボランティアグループや地区社協が取り組んでいる活動に、企業や個人商店、勤労者サークルの参加を呼びかけることで、新たな協働関係を構築し、地域の活性化につなげます。

(3) 地域や団体が実施する福祉活動支援の拡充

① ボランティア活動助成援助事業

ボランティアグループが積極的な自主活動を展開できるよう、活動助成にあわせて運営支援や助言を行うなど、ボランティア活動の活性化を図るための支援を行っていきます。

②ボランティア・市民活動災害共済事業

安心してボランティア活動に取り組めるよう、加入促進を図ります。

③ミニケア・ふれあいサロン事業の充実

地域で実施しやすい体制づくりを支援するとともに、地区社協の働きかけにより、ミニケア・ふれあいサロンを実施するグループの増加を目指します。また、サロンのスタッフの情報共有を目的として、各地域単位での交流会の開催も支援していきます。

④ふれあい会食事業の実施検討

委託元である市と、地域が取り組みやすい形態で実施できるよう協議します。

⑤ふれあい訪問事業の推進

高齢者世帯等の閉じこもりや孤立化を防ぐために地域住民（ボランティア）の方々が、地域の中で気になる方を定期的に訪問するふれあい訪問事業を地区社協と協力しながら段階的に全市に拡大していくよう、助成方法を変更します。

⑥福祉協力店推進事業の推進

募金が地元の地域福祉に活用されることを広報し、地区社協を通して協力いただける店舗数の増加を目指します。

⑦交流事業やミニケア・ふれあいサロンにおける困りごと相談の実施

活動の中で寄せられた困りごとや生活課題を受け止め、適切な支援機関につなぎます。

(4) 災害時におけるボランティア体制の確立

①災害ボランティア事前登録事業の推進

平成22年4月に設置した災害支援活動積立金を活用し、緊急時の災害ボランティア活動に対応できるようにしていきます。災害発生時に迅速かつ効果的な救援活動が行えるよう、災害ボランティア研修会を開催し、知識・技能の習得支援を行っていくとともに、災害ボランティアの登録人数を増やし、専門的な知識を有するボランティアの発掘・登録を推進します。

また、市などが主催する防災訓練などへの積極的な参加に努め、災害が発生した場合にはどのように動けば良いのかなどを常に想定し、万が一の

事態にも冷静な対応が取れるよう、日頃からの意識付けを行います。

②災害ボランティアセンターの運営

市内で大きな災害が発生した際に、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げるとともに、各地からのボランティアの受け入れを的確に実行します。

(5) 高齢者・障がい者等の地域生活支援の推進

①高齢者・障がい者施設等の「地域住民化」

施設の利用者、入所者を地域住民として捉え、市社協が地域住民と施設との橋渡し役となり交流の機会を設けることで、相互理解を図ります。

②施設・団体の地域貢献 **拡充**

社会福祉法改正により、法人には地域への貢献活動が求められています。そのような中で、市社協では地域公益活動に対する各法人の取り組みや課題などを協議できる場（連絡協議会）づくりを推進し、地域と法人の橋渡し役として、複数の法人が連携して取り組めるような地域公益活動の検討を行います。また、法人が提供できることと、地区社協などの地域側のニーズ調整を行います。

③要援護者見守りSOSネットワーク事業（認知症対策）の推進 **拡充**

日頃から見守りの意識を市民に持っていただけるよう、市や地域包括支援センターとともに事業を充実させるとともに、家族交流会を開催し、認知症高齢者等の家族支援を進めていきます。

④障がい児者の芸術・文化並びにスポーツ活動への支援 **拡充**

障がい児者の芸術・文化並びにスポーツ活動を通じて、広く市民との交流を図り、互いに認め合い、誰もが安全・安心して暮らせるユニバーサル社会の実現に向けて、アートシップやスペシャルオリンピックスなどの活動を支援していきます。

(6) 生活支援サービス基盤整備事業の推進

①地域のニーズと社会資源の把握 **新規**

地区社協や地域包括支援センター等に呼びかけ、地域のニーズを積極的に把握するとともに、生活支援に係る社会資源やサービスを記載した「地域つながるカード」を作成します。

②サービスや活動の開発に向けての働きかけ **新規**

自治会・町内会など地域団体と連携しながら、高齢者等が積極的に生活

支援サービスの担い手となり、支援が必要な方を支えていけるよう、新たな生活支援サービス事業主体の発掘や開発に向けて働きかけます。

③担い手間、支援者間のネットワーク化 **新規**

生活支援サービス基盤整備事業を推進していくために社会資源や住民ニーズを明確にする中で、多様な団体と定期的な情報共有及び連携・協働体制を構築するため、地区社協を中心とした協議の場づくりを小学校区ごとに進めます。

地域のNPOや社会福祉法人、地縁団体、民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体の活動を支援します。

(7) ひとり暮らし高齢者等の新たな見守りのしくみづくり

①ひとり暮らし高齢者等宅におけるサロン実施 **新規**

サロンを利用していたひとり暮らし高齢者等で外出が困難となった方などに、その方の自宅を地域に開放いただくことで、より身近な集いの場を確保するとともに、担い手としての参加を働きかけます。

②その他、ひとり暮らし高齢者等が主体となるしくみづくり

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域でこれからも安心して住み続けるための方策として、高齢者宅の空き部屋を学生に貸し出すなど、先進事例を参考に高齢者の見守りも兼ねた取り組みを研究します。

3 公的サービスの推進

(1) 市立総合福祉センターの管理運営

①市立総合福祉センターの管理運営（市受託事業）

市立総合福祉センターの指定管理者として、設置目的である市民の福祉の向上と地域福祉活動の推進を目指して、交流事業などの自主事業に取り組むほか、利用者の声を反映した運営に努めるとともに、福祉ニーズに沿った事業の拡充を図ります。

貸館業務については、PRに努め、利用促進を図ります。また、適切な施設設備の維持管理に努め、利用者の利便向上と経費の節減を図ります。

(2) 「高齢者・障害者の総合相談窓口」の拡充 **拡充**

平成27年4月、総合福祉センター1階において、後見支援センター、基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、地域包括支援センター

(市内東部)の3機関を一体的に集約した「高齢者・障害者の総合相談窓口」を開設しました。また、9月には、窓口内に認知症相談に特化した「認知症総合相談窓口」を設置し、専門的な相談体制を確立しました。今後も、支援を必要とする高齢や障がいのある方々を総合的に支援する拠点として、行政や関係機関との連携強化を図り、さらに多様化する相談内容に対して適正かつ円滑な支援を行ってまいります。

①明石市後見支援センターの運営 (市受託事業) 拡充

認知症や知的、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

事業については、後見・権利擁護の専門相談・専門支援、後見制度の広報・啓発及び法人後見の受任や市民後見人等の養成や活動の支援、関係各機関との連携強化をさらに拡充させ、権利擁護支援ネットワークの構築に努めます。

さらには、後見制度の利用を必要としているすべての人が同制度を利用することができるように、昨年度より開始した申立費用等支援事業とともに保佐人・補助人に対する報酬助成や後見基金の検討についても取り組んでいきます。

②基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターの運営 (市受託事業) 拡充

障がい者の生活に関する相談に応じた情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援などを行います。また、権利擁護事業として障害者虐待防止センターの運営を行い、障がい者への虐待に関する通報や届出の受理、虐待防止に関する普及啓発活動などを行います。

平成25年度から実施している地区担当制を今年度もさらに充実させ、地域の中で顔の見える関係を構築し、その中で地域に根ざしたケースワークを実施することに重点を置いて活動します。

さらに平成27年度から本格実施となった地域自立支援協議会(平成26年度から受託)の運営について、さらなる充実を図るなど様々な角度から障がい者の生活をサポートする体制を整えていきます。また、本年度は障がい者の相談支援体制をさらに充実させるため、地域の相談支援事業所への後方支援体制を構築します。

③地域包括支援センターの運営 (市受託事業) 拡充

市内東部地区を担当し、高齢者が住みなれた地域で、権利が守られ安心して生活することができるよう包括的支援事業（総合相談業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント支援業務・介護予防ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業）、指定介護予防支援事業を実施します。

高齢化が進み、増え続ける利用者に適切に対応するため、より一層職員の資質の向上に努め、地域包括ケアの実現に向けて一層の充実を図ります。

また、認知症総合相談窓口のPRを積極的に行い、早期の相談の重要性について周知するとともに、適切な相談対応を行っていきます。

(3) 居宅介護支援事業所の管理運営 拡充

①居宅介護支援事業

要介護の状態にある高齢者との契約に基づき、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、訪問介護、通所介護などの居宅サービスの利用に関する計画を作成するとともに、当該サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

また、地域包括支援センターからの委託を受け、要支援の状態にある高齢者の介護予防サービスプランを作成するとともに、当該サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者との連絡調整を行います。

なお、この事業は、主任介護支援専門員を配置した24時間対応型の特定事業所として運営します。

②障害者特定指定相談支援事業

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者との契約に基づき、障がい者等がその能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、居宅介護や生活介護を始めとした障害福祉サービスなどの利用に関する計画を作成するとともに、これらのサービスを提供する事業者との連絡調整を行います。

③訪問介護等事業

・訪問介護事業

介護保険における要介護の状態にある高齢者との契約に基づき、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事の介護等により生活全般にわたる支援を行います。

ケアマネジャーとの連携をより強化するとともに効率的な事業運営を

図っていくため居宅介護支援事業所と同じ建屋に事務所を移転します。

また、介護保険制度の改正に伴いホームヘルパーのスキルアップを図っていきます。

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者との契約に基づき、障がい者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、ホームヘルパー等を派遣し、入浴、排泄、食事の介護、外出支援その他の生活全般にわたる支援を行います。

- ・地域生活支援事業（移動支援事業）

全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、視覚障がい者（児）との契約に基づき、ガイドヘルパーを派遣し、当該障がい者等の外出支援を行います。

- ・私的契約型ホームヘルパー派遣事業

公的サービスの利用ができない高齢者や障がい者等との契約に基づき、ホームヘルパー等を派遣し、調理、掃除、買物などの生活支援を行います。

- ・介護サポーター養成事業 新規

福祉活動の担い手の確保が課題となっており、元気高齢者が新たな担い手として福祉活動に参加できる場づくりが求められています。明石市が平成 28 年度に開始を予定している明石市介護サポーターモデル事業のサポーターの養成と合わせて地域での福祉活動の新たな担い手の養成講座を開催していきます。

4 市社協の体制強化

(1) 地域福祉活動の財源確保

① 自主財源の確保

広報活動を充実させ、市社協の事業活動をより一層市民の方に理解していただくとともに、ご協力いただいた会費、共同募金、寄付等の使途を明確化し、自主財源の確保に努めます。

また市内で行われるイベントなどで善意銀行預託のお願いや募金箱の設置を行っていきます。

(2) 情報発信手段の拡充

①広報紙「あかしの社会福祉」の充実

年4回発行の広報紙「あかしの社会福祉」については、各種情報や市社協の多様な活動を広く適切に周知できるよう、さらに内容の充実に努めてまいります。広報紙は、市内の自治会・町内会への回覧及び、市民センター、コミセン、福祉施設などへの配布を継続していきます。また、手軽に情報を得ることができるよう、配布方法について検討を進めていきます。

②市社協事業のPR

現在、月1回程度の更新頻度を基準として市社協のホームページを運用しています。早急な情報発信が必要な場合には都度更新を行い、極力リアルタイムに近い情報発信が行えるよう努めています。今後も有効で有益な情報発信が効果的に行えるよう努めます。

また、市社協の事業紹介リーフレットの内容刷新を行うとともに、市広報紙及び新聞などを活用するほか、福祉学習や出前講座、各種団体による施設見学などの際に、様々な媒体を用いて積極的な事業内容の情報提供に努めます。

(3) プロパー（専従）職員を中心とした体制づくりの強化

①職員の適正配置

市社協が効果的に各事業を推進するためには、専門的な知識を蓄積していくとともに、地域との継続的な連携を強化するなど、職員のレベルを底上げすることが強く求められています。そのために、市社協採用のプロパー（専従）職員を中心とした体制構築を進め、採用後に適材適所の配置を行っていくとともに、経験の蓄積のため適切なローテーションを行っていきます。

②職員研修体制の確立

専門性を高めるため、プロパー（専従）職員・契約職員の計画的な研修の体制を検討していきます。内部においては、新人研修、階層別研修及び、地域・高齢・障がいといった分野別の研修を実施するとともに、県社協や市が実施する外部研修にも職員を派遣し、職員の資質向上を図っていきます。

3 社協プランの進行管理

社協プランの確実で効率的な推進を図るため、市社協の理事会、評議員会、

企画財政総務委員会及び地区社協会長連絡協議会で、P D C Aサイクル（計画、実施、検証、見直し）による進行管理を行います。

事業の進捗状況については、地区社協フォーラムや市社協の広報紙、ホームページで公表するとともに、広く市民の方々から意見を求めます。

市の第3次地域福祉計画の進行管理と連携を図りながら、これらの場でも出された意見や提言を次年度以降の取り組みに反映させます。